

大津市生産性向上推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者及び小規模企業者が業務の効率化、省人化等により生産性の向上を目的として実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業の事業の拡大を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に本店又は主たる事務所を有するもの(次号に掲げる者を除く。)をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者であつて、市内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。
- (3) 支援機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関

イ 大津市・草津市創業支援等事業計画において認定連携創業支援等事業者となっている者

(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市生産性向上推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業であつて、事業の生産性向上により地域経済の活性化に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 生産性の向上に関する取組及び当該取組後の事業活動に係る具体的な計画(以下「事業計画」という。)を策定し、当該取組によって得られる効果により業務の効率化、省人化等が可能であると認められること。
- (2) 市内において実施する事業であること。
- (3) 当該事業の実施に当たり法令(条例等を含む。)に基づく許認可等を要する場合にあつては、当該許認可等を得ていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 第7条第1項の規定による申請の日(以下「申請日」という。)において、現に事業を営んで

いる者であって、当該事業を開始してから3年を経過したものであること。

- (2) 申請日において、市内に本店又は主たる事務所を有していること。
- (3) 申請日において、3年以上を期間とする事業計画を定めていること。
- (4) 支援機関による支援を受けている者であること。
- (5) 補助事業終了後も市内において事業活動を継続して行う予定のある者であること。
- (6) 第6条第2項の規定により支給する補助金（以下「賃金引上げ枠補助金」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、第6条第2項に規定する水準の賃金の引上げ（以下「特定賃上げ」という。）を同項に規定する指定期間内において実施した者であること。

イ 申請日において特定賃上げを実施していない者にあつては、第6条第2項に規定する指定期間内において確実に特定賃上げを実施する予定である者であつて、特定賃上げを実施する予定である旨を同項の従業員に周知したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による許可又は届出を要する事業を営む者
 - (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者
 - (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者
 - (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
 - (6) 公序良俗に反する事業を営む者
 - (7) 市税及びその延滞金等を滞納している者
 - (8) その他第1条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) システム等の構築若しくは改修又は運営に要する経費
- (2) 設備、機器、備品等の購入費又は改修費
- (3) 店舗、事務所等の増築費又は改修費
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、3,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める期間（以下「指定期間」という。）内において、補助対象者がその常時使用する従業員（市内の事務所又は事業所に勤務する者であって、この項に規定する基準日及び賃金の引上げのあった日において在籍しているものに限る。以下同じ。）に支払っている賃金（基本給及び市長が適当と認める手当に限る。）の平均額を、市長が別に定める基準日（以下「基準日」という。）時点における当該平均額と比較して3.5パーセント以上引き上げた場合における補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち補助対象者が選択するいずれかの額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額（その額が4,000,000円を超えるときは、4,000,000円）
- (2) 補助対象経費の3分の2以内の額（その額が3,000,000円を超えるときは、3,000,000円）

（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 支援機関確認書（様式第4号）
- (4) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、税務署長に提出した開業届の写し）

- (5) 大津市税の賦課の対象者にあつては、市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 賃金引上げ枠補助金の支給を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 基準日時点における従業員の給与の支給明細が確認できる資料(賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。)
 - イ 基準日時点における従業員の所定労働日数及び所定労働時間が確認できる資料
 - ウ 賃金引上げ要件確認書(様式第4号の2)(特定賃上げを実施する前の賃金に係る部分に限る。)
 - エ 申請日において特定賃上げを実施していない場合にあつては、賃金引上げ計画の表明書(様式第4号の3)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第6号)により行うものとする。
(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)又は大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により行うものとする。
(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請書(様式第9号)又は大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)とする。

- 2 前項の変更承認申請書には、第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付するものとする。
(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第11号)若しくは大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第12号)又は大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)若しくは大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却

(却下) 決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市生産性向上推進事業費補助事業実績報告書(様式第15号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第16号)

(2) 経費別決算額明細書(様式第17号)

(3) 経費の支出を証する書類

(4) 購入した設備、機器、備品等の状態が確認できる写真(これらの購入を行った場合に限る。)

(5) 賃金引上げ枠補助金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 特定賃上げ後における従業員の給与の支給明細が確認できる資料(賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。)

イ 特定賃上げ後における従業員の所定労働日数及び所定労働時間数が確認できる資料

ウ 賃金引上げ要件確認書(様式第4号の2)(特定賃上げを実施した後の賃金に係る部分に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金確定通知書(様式第18号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付請求書(様式第19号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市生産性向上推進事業費補助金返還通知書(様式第21号)により行うものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産についてその

保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき（以下「財産処分等」という。）は、大津市生産性向上推進事業費補助財産処分等承認申請書（様式第22号）により報告し、市長の承認を得なければならない。
- 3 市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産の処分等により収入があるときは、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。
- 4 規則第23条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 5 規則第23条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価額が500,000円以上のものとする。

（状況報告等）

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、売上高及び財産の管理の状況等について報告を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の報告を求められた場合には、これに応じなければならない。
- （その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。